

宇治市産業戦略策定支援業務委託について、契約希望者から提案を受けて契約対象者を決定する公募型プロポーザルにより実施するので、次のとおりお知らせします。

令和 7 年 6 月 6 日

宇治市長 松村 淳子

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

宇治市では、第 5 次総合計画第 3 期中期計画に基づく戦略的な産業振興を図るため、平成 31 年 3 月に、本市の商業・工業・観光業・農業を含む産業全般に関する今後の方向性を示す「宇治市産業戦略」を策定した。本戦略は、概ね 10 年先を見据えつつ、平成 31 年度から令和 3 年度までの 3 年間における施策方針を定めたものである。その後、令和 4 年 3 月には、第 6 次総合計画第 1 期中期計画における重点施策「活力あふれる産業振興の未来への投資」に基づき、令和 4 年度から令和 7 年度までの施策方針を示す「宇治市産業戦略 改訂版」を策定したところである。

この改訂版の計画期間が令和 7 年度で終了するため、令和 8 年度から令和 11 年度にかけての新たな施策方針を策定するにあたり、豊富な経験と高度な情報収集・分析能力を有する事業者から、専門的な支援を受けることを目的とする。

本支援業務を委託する事業者を選定するため、プロポーザルを実施する。このプロポーザルは公募型プロポーザルで行い、提案等の内容について総合的に評価し、最も高い評価を得た事業者を契約候補者として特定する。ただし、適格と認められる事業者がいらないとき等、契約候補者を特定しない場合もある。

2 業務委託内容

(1) 契約件名

宇治市産業戦略策定支援業務委託

(2) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(3) 業務概要

受託者においては、本業務の目的をよく理解し、企画段階から創意工夫をこらして、本市と十分に協議しながら業務を行うこと。

詳細は、別紙「宇治市産業戦略策定支援業務委託 仕様書」(以下、「仕様書」

という)によること。

(4) 予定価格

本件に係る提案上限額は3,000,000円(消費税及び地方消費税相当額含む)である。前払い及び部分払いは行わない。

3 参加者に要求される資格

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者でないことのほか、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 宇治市競争入札等参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 本件のプロポーザル参加申込書提出日の最終日及び見積日において宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始決定がなされている場合を除く。または、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (4) 宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 過去10年以内(平成27年4月1日から令和7年3月31日まで)に地方公共団体が発注する産業振興に係る計画の策定支援業務又は調査業務を元請として行い、完了した業務実績(契約金額は問わない)を有する者であること。

4 関係書類の配布

(1) 配布場所

宇治市総務・市民協働部契約課

所在地

〒611-8501

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所庁舎本館 3階

電話番号

0774-20-8716

FAX番号

0774-20-8778

(2) 配布期間

令和7年6月6日(金)から令和7年6月12日(木)まで

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで

(正午から午後１時までを除く。)

5 プロポーザルへの参加方法

本件の公募型プロポーザルに参加を希望する者は、公募型プロポーザル参加申込書、業務実績調書(様式１)を宇治市長に提出しなければならない。なお、本業務実績調書の記載内容は、提案書審査の評価対象とするので注意すること。

(１) 受付場所

本要領４(１)に同じ。

(２) 受付期間

本要領４(２)に同じ。

(３) 提出方法

郵送又は直接持参すること。郵送方法は、特定記録郵便、簡易書留郵便、書留郵便又はその他到着の確認できる送付方法のいずれかを用い、お知らせで指定する期日まで(必着)に宇治市総務・市民協働部契約課へ郵送すること。なお、郵送料は、入札参加希望者の負担とする。料金不足のものは受け取らない。配達日指定を用いることを推奨する。

6 提案書の提出者について

(１) 審査の結果、提案書の提出者として選定した者には、令和７年６月２３日

(月)に電子メール等により連絡するので、本要領８により提案書を宇治市長に提出すること。

(２) 提案書の提出者として選定されなかった者については、その旨を電子メール等により連絡する。審査経過については公表しないが、非選定理由の説明を求める者には理由を説明する。非選定理由の詳細内容について説明を求めようとする者は、当該通知日の翌日から起算して５日(休日を除く。)以内に、説明を求める内容を記載した書面を、宇治市総務・市民協働部契約課に提出しなければならない。その回答は、当該書面の提出日の翌日から起算して５日(休日を除く。)以内に、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

7 業務等に関する質疑

(１) 質疑の受付場所及び期間

受付場所

本要領４(１)に同じ。

受付期間

令和７年６月６日(金)から令和７年６月２４日(火)まで

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前８時３０分から午後５時まで

(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出方法

質疑は文書によるものとし質問の要旨を簡単にまとめて箇条書きにすること。なお、持参を原則とするがファックスによる送付も認める。その場合は、併せて電話で連絡し、到着を確認すること。

(3) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、令和7年6月27日(金)午後1時以降、宇治市総務・市民協働部契約課にて閲覧できる。

8 提案書等の提出

次の項目に留意の上、提案書等を作成し提出すること。

(1) 企画提案書等の作成にあたっての注意事項

- ① 指定した書式に従って作成すること。
- ② 文字等の色指定はない。
- ③ 文字サイズは10ポイント以上とし、文章で表現すること。必要に応じて、表や画像、模式図等を使用してもよい。
- ④ 専門的知識を有しない者でも、理解できる分かりやすい表現を使用し、専門用語を使用する場合は、必ず注釈や説明書を付ける等の配慮をすること。

(2) 提出書類について

書類名	提出に際しての注意事項等
企画提案書	・ 書式：自由（A4判・横書き・片面印刷・普通紙、A3判で作成する場合はA4判に折り込むこと） ・ 内容：本要領9（1）について留意すること。 ・ 提出部数：8部
業務実績	・ 書式：参加申込時に提出された業務実績調書（様式1）を用いて審査する。 ・ 内容：本要領9（2）について留意すること。 ・ 提出部数：8部
業務実施体制	・ 書式：様式2「配置予定業務責任者・担当責任者 経歴書」及び様式3「業務実施体制調書」で提出すること ・ 内容：本要領9（3）について留意すること。 ・ 提出部数：8部
参考見積書	・ 書式：自由（A4判：普通紙） ・ 内容：本要領9（4）について留意すること。 ・ ページ数：制限なし ・ 提出部数：1部

(3) 審査資料（提案書）の受付等

① 受付場所

本要領 4（1）に同じ。

② 受付期間

令和 7 年 7 月 7 日（月）から令和 7 年 7 月 11 日（金）まで
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

③ 提出方法

持参もしくは郵送とする。（必着）

④ 提出部数等

本要領 8（2）のとおりとする。

9 企画提案書等の作成にあたっての留意点

(1) 企画提案書について

① 業務全体に対する取組方針

本業務の目的および意義を十分に理解した上で、業務全体に対する基本的な考え方を明記すること。

特に「宇治市産業戦略 改訂版」の趣旨および位置付けを踏まえ、データ分析、施策提案、編集・デザイン等の各工程において整合性のある方針を示すこと。

② 宇治市産業の現状と課題の分析

最新の統計データを活用した分析手法や、図表・文章の修正方針を記載すること。

③ 新規事業案等に対する改善提案

本市が示す新規・拡充事業案に対し、他自治体の先進事例を踏まえてどのように改善提案を行うか、その視点や根拠を記載すること。

④ 事業者向けアンケート結果の分析と施策提案

アンケート分析に用いる手法、分析結果から施策提案へつなげる論理的な流れ（課題抽出→対応方針）を示すこと。

⑤ 業務工程

表 1「策定スケジュール案」を参考に、本業務を効果的に行うための具体的なスケジュールを提示すること。

⑥ その他、計画策定に有用な内容

上記①～⑤以外に、本要領 2（4）の予定価格の範囲内で計画策定に効果的な提案がある場合は提示すること。

(2) 業務実績について

業務実施実績について次の内容について明示すること。過去 10 年間（平成

27年4月1日から令和7年3月31日まで)において完了した、地方公共団体が発注する産業振興に係る計画の策定支援業務又は調査業務の実績を記載すること。

- ① 発注者名を記載すること。
- ② 業務期間・概要を記載すること。

(3) 業務実施体制について

本業務を行うにあたっての実施体制を示し、業務責任者及び担当責任者の過去10年間(平成27年4月1日から令和7年3月31日まで)において完了した、地方公共団体が発注する産業振興に係る計画の策定支援業務又は調査業務を記載すること。

(4) 参考見積書について

- ① 仕様書及び本要領に沿って、貴社の提案を実施する場合の見積金額及び内訳金額(消費税込)を記載すること。
- ② 代表者又は契約代理人名義で記名押印すること。
- ③ 本要領2(4)の予定価格を超えないこと。
- ④ 貴社の提案も含め、本業務において発生する費用については、すべて業者負担とするので、見積金額の枠内で処理すること。

(5) その他

- ① 原則として、提案は1者1提案とする。
- ② 一度受理した応募書類については、内容の変更は一切認めないものとする。
- ③ 本市が追加で資料提出を求めた場合には迅速に対応すること。
- ④ 膨大な資料が提出された場合には、貴社に断りなく妥当な量に削除することがある。
- ⑤ 提出された資料は返還しない。

10 評価項目及び評価点

プロポーザルに関する評価項目及び評価点は表2「基本的評価選定基準事項」とおりとする。

11 提案の審査

- (1) 業者の選定にあたっては審査委員会を設置し、各提案書提出者からの提案書類審査を行い、契約対象者を選定する。
- (2) 審査の方法は書面審査とするが、提案内容に疑義が生じた場合など必要に応じてヒアリングを行う場合がある。なお、審査評価点が満点の6割に満たない場合は失格とする。

- (3) 審査評価点が最高得点の者を契約対象者として選定する。なお、提案者が1者の場合でも、審査評価点が満点の6割以上であれば契約対象者として選定する。
- (4) 審査経過については公表しない。非選定理由の説明を求める者には理由を説明する。非選定理由の詳細内容について説明を求めようとする者は、当該通知日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に説明を求める内容を記載した書面を宇治市総務・市民協働部契約課に提出しなければならない。その回答は当該書面の提出日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。
- (5) 審査結果については、プロポーザル参加者すべてに通知するが、不服及び異議の申立ては認めない。

12 業務委託契約の締結

本市にとって最適の提案をした者を審査委員会で選考し、契約候補者とする。選定した契約候補者と契約条件の協議を行い、協議が整えば随意契約の手続により業務委託契約を締結するものとする。

13 参加報酬

プロポーザル参加報酬は支給しないのであらかじめ了承されたい。

14 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市業務委託契約約款は、宇治市総務・市民協働部契約課にて閲覧することができる。

15 その他

- (1) 提案書の提出を辞退しても、これを理由として不利益な取り扱いをすることはない。
- (2) 選定後に契約対象者との契約条件に係る協議において、提案内容から大幅な変更が生じた場合、次点となる提案をしたものを契約対象者とする。ただし、提案内容が要求水準に達していない場合は次点とは見なさない。
- (3) 契約後に、本市がやむを得ないと認める理由により、大幅な変更が発生した場合は、代案及び契約金額の変更等について協議を行う。
- (4) 本要領1から15までに定めるもののほか、宇治市財務規則の定めるところによる。なお、本要領に示した書類のほか宇治市長が必要と認める書類の提出を求めることがある。また、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、また追加する場合がある。

表 1 策定スケジュール案

時期	内容
6～7月	第1回産業振興会議 ・これまでの取組内容の報告等 事業者向けアンケート・ヒアリングの実施
8月	発注者による素案作成
10月	第2回産業振興会議 ・素案の説明と内容調整
10月	初案作成
11月	第3回産業振興会議 ・初案の説明と内容調整
12月	議会への初案提示 議会で出た意見を初案に反映
12～1月	パブリックコメントの実施 パブリックコメントでの意見を初案に反映
2月	第4回産業振興会議 ・最終案作成に向けての調整
2月～3月	議会への最終案の提示 全体のとりまとめ

表 2 基本的評価選定基準事項

選定評価項目	評価の着目点	配点
業務実績 (10 点)	・ 法人として過去に本業務委託に関連する同種業務の実績について、本業務に生かすことのできる実績があるか	10
業務体制 (10 点)	・ 業務実施体制（人員配置、役割分担）が明確で、信頼性が高いか	10
業務スケジュール (10 点)	・ 表 1「策定スケジュール案」を踏まえ、実行可能かつ効率的なスケジュールが組まれているか	10
企画提案内容 (65 点)	・ 本業務の目的や宇治市産業戦略改訂版の趣旨を的確に把握しているか ・ 各業務に対する基本的な考え方が一貫性と論理性を持って説明されているか	20
	・ 統計データを活用した分析方法が適切かつ具体的に示されているか ・ 図表・文章修正の視点や工夫があり、わかりやすさに配慮されているか	10
	・ 新規・拡充事業案に対する改善提案の方針については、実現可能性が高いものが提案できるような手法が示されているか	15
	・ アンケート結果分析方法や課題抽出の視点が適切かつ実効性を持って説明されているか ・ 調査結果に基づく施策提案の論理的な構成（分析→課題→提案）が明示されているか	10
	・ 予定価格の範囲内で、業務の目的達成に資する独自の視点や付加的な提案が示されているか	10
見積額 (5 点)	・ 費用対効果	5
	・ 予定価格内の見積となっているか	可・否
評価の合計		100

宇治市産業戦略策定支援業務委託 仕様書

1 業務の目的

宇治市では、第5次総合計画第3期中期計画に基づく戦略的な産業振興を図るため、平成31年3月に、本市の商業・工業・観光業・農業を含む産業全般に関する今後の方向性を示す「宇治市産業戦略」を策定した。本戦略は、概ね10年先を見据えつつ、平成31年度から令和3年度までの3年間における施策方針を定めたものである。

その後、令和4年3月には、第6次総合計画第1期中期計画における重点施策「活力あふれる産業振興の未来への投資」に基づき、令和4年度から令和7年度までの施策方針を示す「宇治市産業戦略 改訂版」を策定したところである。

この改訂版の計画期間が令和7年度で終了する。よって令和8年度から令和11年度にかけての新たな施策方針を策定するにあたり、豊富な経験と高度な情報収集・分析能力を有する事業者から、専門的な支援を受けることを目的とする。

2 委託期間

契約日から令和8年3月31日

3 業務範囲と内容

- ① 宇治市産業の現状と課題について最新の統計データ等を用いた整理分析
 - ・「宇治市産業戦略 改訂版 第2章」について文章・図表を修正（「宇治市産業戦略に位置付けた取組の成果と課題」を除く）すること
 - ・宇治市における労働力人口の推移（男女別・総数）について追記すること
 - ・数値については出典元を明記すること
- ② 施策の提案と先進事例収集
 - ・本市が提供した新規事業案および拡充事業案の効果や目標に対して、他市の事例等を参考にしつつ、客観的な視点から改善案を示すこと
- ③ 事業者向けアンケート結果の分析と施策提案
 - ・本市が実施した事業者向けアンケートの調査結果の分析と課題解決に向けた施策について、基本的な考え方と共に提案すること
- ④ 冊子印刷用データの作成
 - ・本市が作成したものについてはデータを提供する
 - ・表紙及び裏表紙のデザインについては「宇治市産業戦略」及び「宇治市産業戦略 改訂版」のデザインを踏襲し、新たにデザインを行うこと
- ⑤ 成果物の作成と納品
 - ・冊子印刷に必要なデータ（Word ファイル及び PDF ファイル）

- ・図表作成のために使用した統計データ及びその数値（Excel ファイル及び PDF ファイル）
- ・納品期限詳細については、プロポーザルでの提案書及び協議において決定する

4 業務スケジュール予定

契約締結前	事業者向けアンケート 本市による素案作成（本委託業務にかかる部分を除く） 第 1 回産業振興会議 新規・拡充事業検討
契約締結後	業務実施に関する打ち合わせ
10 月	第 2 回産業振興会議
11 月	第 3 回産業振興会議
2 月	第 4 回産業振興会議（最終案の確認）

5 支払い

本業務完了後、検査に合格した時は、請求に基づき支払うものとする。なお、前払い及び部分払いは行わない。

6 その他

- ① 委託業務の実施に当たっては、宇治市と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、その指示に従って業務を進めること。
- ② プロポーザルでの提案書及び協議における決定事項は仕様書に含むものとする。
- ③ 受託者は業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手すること。（受託者による入手が通常困難であるものについては、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については宇治市の指示従うこと。）
- ④ 業務に係る全ての成果品の所有権、著作権（法第 27 条・28 条業務に規定する権利を含む）は宇治市に帰属するものとする。また、成果品は、宇治市が作成するホームページや印刷物等に自由に使用できるものとする。
- ⑤ 委託業務の履行に際し、他者が著作権を有するものを使用し、問題が生じるときは、宇治市に不利益ないよう受託者の責任においてこれを処理するものとする。
- ⑥ 受託者は、本業務の遂行において知り得た情報等を第三者に洩らしてはならない
- ⑦ 本業務仕様書に定めのない事項については、受託者は宇治市と協議し、その指示に従うこと。